

○日進市指定文化財補助金交付要綱

平成20年4月1日
教委要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市文化財保護条例(昭和51年日進町条例第1号)第8条第1項に規定する、市指定文化財の管理又は修理(以下「文化財保存事業」という。)に対する補助金の交付に関し、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象となる文化財保存事業(以下「補助事業」という。)の内容は別表のとおりとし、補助事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内(上限額50万円)を予算の範囲内において、補助金として交付する。ただし、市税を滞納している者及び日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施する補助事業については、補助金を交付をしない。

2 補助事業は次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 緊急かつ必要性があること。
- (2) 事業に必要な財源が確立していること。
- (3) 当該年度内に事業が完了すること。

3 補助事業を着手したのちに指定の変更があった場合は、当該事業完了までは、市指定文化財とみなし、規則及びこの要綱の適用を受ける。

(申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、事業ごとに、日進市指定文化財補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書(第2号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請が提出されたときは、その申請内容が適正であるかを調査し、適正と認めた場合には補助金の交付決定を行い、日進市指定文化財補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、規則第6条に規定する申請の取下げをしようとする場合は、その旨を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6条 市長は、規則第7条に規定する承認をする場合において、必要に応じ交付決定した内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に係る必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定により、完了の日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、日進市指定文化財補助金実績報告書(第4号様式)に事業報告書(第5号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告がなされたときは、その内容を審査し、事業の目的を達成していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日進市指定文化財補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を補助事業者に交付するものとする。
- 3 市長は、規則第11条第2項の規定により、請求書(第7号様式)の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、その全部又は一部を概算交付することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業における補助金に精算額が生じたときは精算書(第8号様式)を提出させるものとする。又、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月6日教委要綱第12号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月6日教委要綱第2号)

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

附 則(令和3年3月31日教委要綱第10号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業		
区分	補助事業の内容	補助対象経費
有形、無形、民俗文化財保存事業	修理 防災施設の設置調査、記録作成 上記に準ずると市長が認めた事業	報酬 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費
天然記念物保存事業	保守管理 調査、記録作成 保存整備 上記に準ずると市長が認めた事業	報酬 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費

第1号様式(第3条関係)

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

日進市長 あて

申請者

補助事業者名

印

(代表者名

)

住 所

連絡先電話番号

年度日進市指定文化財補助金交付申請書

このことについて、下記の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 補助申請額

円

3 事業計画書

別紙のとおり

4 その他必要となる資料

[第2号様式\(第3条関係\)](#)

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

事業名					
事業者		事業期間	自	年 月 日	
場所			至	年 月 日	
事業内容	単価	事業費（円）	備考		
補助対象経費					
	計（A）				
補助対象外経費					
	計（B）				
総経費 (A + B) = (C)			【事業の効果】		
(C) の内訳	事業者負担金				
	市費（D）				
	その他				
補助率% (D / A)					

[第3号様式\(第4条関係\)](#)

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

年度日進市指定文化財補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、日進市指定文化財補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 補助金額 円

2. 補助条件

（1）補助金交付の対象となる事業及びその内容は、年度日進市指定文化財補助金交付申請書記載のとおりとする。

（2）日進市補助金等交付規則第6条に定める申請を取り下げることができる期限は、通知を受け取った日から30日以内とする。

[第4号様式\(第9条関係\)](#)

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

日進市長 あて

申請者

補助事業者名

印

(代表者名

)

住 所

連絡先電話番号

年度日進市指定文化財補助金実績報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたから報告します。

記

1 事業の目的

2 交付決定額

円

3 補助対象経費

円

4 事業報告書

別紙のとおり

[第5号様式\(第9条関係\)](#)

第5号様式（第9条関係）

事業報告書

事業名				
事業者		事業期間	自	年 月 日
場所			至	年 月 日
事業内容		単価	事業費（円）	備考
補助対象経費				
	計（A）			
補助対象外経費				
	計（B）			
総経費 (A + B) = (C)				【事業の効果】
(C)の内訳	事業者負担金			
	市費（D）			
	その他			
補助率% (D / A)				

[第6号様式\(第10条関係\)](#)

第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日
第 号

様

日進市長

年度日進市指定文化財補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号にて決定した日進市指定文化財補助金の交付について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付確定金額 金 円

[第7号様式\(第11条関係\)](#)

第7号様式(第11条関係)

請求書

年 月 日

日進市長 宛て

申請者

補助事業者名

(代表者名

)

住 所

連絡先電話番号

金 円

ただし、 年度日進市指定文化財補助金として

振込先

金融機関名		支店名
銀行 信用金庫 農 協		本店 支店 出張所
預金の種類	口座番号	
普通 当 座		
ふりがな		
口座名義		

第8号様式(第12条関係)

第8号様式（第12条関係）

精算書

年 月 日

日進市長 あて

申請者

補助事業者名 印
(代表者名)
住 所
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号にて決定した日進市指定文化財補助金の精算については、下記のとおりです。

記

実績額	交付額	精算額	備考
円	円	円	